

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 交際費課税のアウトライン

**Q** : 交際費の取扱いが今年変わったようですが、どうなったのですか。また、交際費課税のアウトラインも教えてください。

**A** : 交際費の損金算入限度額が改正されています。

### 【解説】

会社が、交際費、接待費、機密費その他の費用で、その得意先や仕入先その他事業に関係のある者に対して接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のためにこれを支出した場合、その交際費等は、原則として、全額損金不算入とされます。これが交際費課税といわれているものですが、期末資本金1億円以下の中小企業に限っては、次のように一部損金算入が認められています。

### 【損金算入限度額】

- ① 年400万円
- ② 支出交際費等の額のいずれか少ない額(A)  
 $(A) - (A) \times 10\% = \text{損金算入限度額}$

※平成15年4月1日～平成18年3月31日に開始する事業年度について適用されます。

もともと、会社が交際費等の名義をもって支出した金銭であってもその費途が明らかでないものについては、上記にかかわらず(つまり、会社の規模に関係なく)、支出額的全額が損金不算入となります。さらには、支出交際費等が「使途秘匿金」に該当するときには、その使途秘匿金については、損金不算入とされたうえで、その使途秘匿金に対して40%の税率による特別課税が行われます。

